

「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」

(法人・事業所名) 社会福祉法人 松豊会(所 在 地) 島根県松江市西津田十丁目 19 番 50 号(取組期間) 令和7年12月 1日 ~ 令和10年 11月28日 (3年以内)

事業所名（サービス種別）

(法人全体で宣言する場合は、宣言対象となる事業所を全て記載してください。)

特別養護老人ホーム津田の里（介護老人福祉施設）特別養護老人ホーム津田の里（短期入所事業）

津田居宅介護支援センター（居宅介護支援事業）津田訪問介護センター（訪問介護事業）

宣言内容（100字以内）

職員一人ひとりがやりがいを持って働き続けられる職場づくりを目指し、介護の仕事の魅力を発信しながら、更なる人材確保・育成に取り組むことを宣言します。

職場のアピールポイント

- ・仕事と家庭を両立しながら働き続けることができるよう、ワークライフバランスの実現に取り組んでいます。
- ・介護記録ソフト、離床センサーべッドなどのICTを導入し、業務効率化により職員の負担を軽減しています。
- ・人事考課制度を導入し、評価結果を昇給や賞与に反映しています。
- ・定期的な面談機会を設け、職員一人ひとりに寄り添い働きやすい職場環境の整備に努めています。
- ・有給休暇取得の推進と長く働くことのできる環境や、男性の育休取得ができる体制を整備しています。
- ・学生の職場体験受け入れやイベントに参加し、介護の仕事の魅力を発信しながら地域とのつながりを大切にしています。
- ・事業や採用活動をホームページで広く発信しています。<https://www.tsudanosato.jp>

「しまね福祉・介護人材育成宣言」チェック項目

NO.	項目	宣言基準	チェック
1	関係法令遵守	・行政監査指導等における指摘事項を受けていない、または指摘事項への改善が終了している。 ・社会保険及び労働保険に加入し、保険料を滞納していない。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	ハラスメント防止	ハラスメント防止の研修等を行い、相談窓口を設置し、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	給与体系または給与表の導入	大卒、高卒、中途採用等にあわせた給与表への適用や昇給、昇格方法を規定している、または、資格や経験等が給与に反映される仕組があり、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	休暇制度・労働時間縮減	休暇取得・労働時間縮減の取組を実施しており、全職員に周知している。 (看護休暇、介護休暇、育児休暇、有給休暇の計画的付与、夏季休暇等の導入)	<input checked="" type="checkbox"/>
5	福利厚生制度	福利厚生制度による取組を行っており、全職員に周知している。 (住宅手当、インフルエンザの予防接種等の助成等)	<input checked="" type="checkbox"/>
6	職員意見の把握	職場環境について職員の意見を把握する取組や制度がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	研修体制	サービスの質の向上のための研修を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	採用情報の発信	採用の際、求職者に向けて採用条件等を正しく記載し、周知している。 (ホームページでの掲載、ハローワーク等での求人票の記載)	<input checked="" type="checkbox"/>
9	人材育成の取組	職員の成長や働き方に合わせた学びの場を提供しており、全職員に周知している。 (外部研修への参加、法人内研修の実施等)	<input checked="" type="checkbox"/>
10	人材育成面談の実施	面談を年1回以上実施しており、管理監督者が面談内容を把握している。	<input checked="" type="checkbox"/>

誓約事項

- ・「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱および事業の実施に係る関係法令等の内容を理解および遵守し、適正な事業の運営を行います。
- ・宣言内容等に虚偽・不実記載等があった場合または関係法令等に違反する事実があった場合、宣言の取消等をされても異議を申し立てません。
- ・宣言事業所等の名称および宣言書等について、島根県がホームページ等で公表することに同意します。